

## 「ガス価格激変緩和対策事業」に係るガス料金の値引き延長について

当社は、経済産業省の「ガス価格激変緩和対策事業（以下：本事業）」の延長を受け、都市ガス料金の値引きを継続いたしますので、お知らせいたします。

本事業は、都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業などを直接的に支援する目的で実施されるものです。

引き続き、2024年2月検針分より、国が指定する単価分を値引きした上で、お客さまに料金をご請求いたします。

本事業による値引きの対象は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さまとなります。

なお、お客さまによるお手続きや当社へのご連絡は必要ありません。

### 記

- 対象のお客さま：当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま
- 実施期間：2024年2月検針分～2024年6月検針分
- 値引き単価（2024年2月検針分～2024年5月検針分）：都市ガス1m<sup>3</sup>あたり15円（税込）  
（2024年6月検針分）：都市ガス1m<sup>3</sup>あたり7.5円（税込）
- 値引き方法：毎月の都市ガス料金の計算において原料費調整による単位料金に値引き額を反映します
- その他 契約変更に伴う書面交付は行いません

お客さまによるお手続きや当社へのご連絡は必要ありません

- 詳しい情報は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

以上